

那須塩原市固定資産税GIS・家屋評価システム構築及び運用保守業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

本業務は、LGWAN-ASP方式を採用した固定資産税GISおよび家屋評価システムの構築を通じて、土地・家屋情報を適正に管理するデータ基盤を確立し、固定資産情報管理のクラウド化と業務プロセスの効率化を強力に推進する。

これにより、基礎資料の更新とシステム運用の一体的な実現を図り、課税事務の抜本的な改善を達成するとともに、より一層の適正な課税賦課を目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称

那須塩原市固定資産税GIS・家屋評価システム構築及び運用保守業務委託

(2) 業務の内容

別紙「那須塩原市固定資産税GIS・家屋評価システム構築及び運用保守業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

構築：契約日の翌日から令和8年8月31日

運用保守：令和8年9月1日から令和13年8月31日

(4) 提案上限額

構築：19,173,000円

運用保守：77,611,000円

（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「税込」という。）

（注1）令和8年度に発生する費用の上限額は29,651,000円（税込）。

（注2）構築業務にかかる費用の提案上限額は固定資産税GISと家屋評価システムの構築に係る費用を合算した額とする。

※本件は、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の

減額、否決があったときには、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。

(5) 担当部局及び書類提出先等

那須塩原市総務部固定資産税課 資産税土地係（担当：小野、稻富）

資産税家屋係（担当：高山、木下）

〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番3号

電話：0287-38-2560

e-mail：shisanzei@city.nasushiobara.tochigi.jp

3 応募条件

(1) 応募要件

単独又はグループでの応募とする。

【グループでの参加の場合】

ア 固定資産税GIS構築事業者と家屋評価システム構築事業者で構成するグループを想定している。

イ 固定資産税GIS構築業者がグループの代表者となり、質疑・参加申請等本プロポーザルに関する手続きをとりまとめの上実施すること。

ウ 全ての構成員を明らかにし、その役割分担を明確にすること。

エ 一つのグループの構成員は、他のグループの構成員となることができない。

オ グループで参加する場合には構成員についても「(2) 応募者の資格要件」を満たす必要がある。

※ただし、「(2) 応募者の資格要件 ク」について、家屋評価システムを担当する者については主任技術者における「測量士の資格」、照査技術者における「空間情報総括監理技術者の資格」は不要とする。

(2) 応募者の資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 那須塩原市の入札参加資格を有すること。

ウ 那須塩原市建設工事請負業者等指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこ

と。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。併せて、同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。

カ 人口10万人以上の地方自治体より発注された固定資産税GIS（土地評価システム）及び家屋評価システムの構築・運用実績を有していること。

キ 以下の認証等を取得すること

- ①ISO9001（品質マネジメントシステム）
- ②ISO27001（ISMS情報セキュリティマネジメントシステム）
- ③ISO27017（ISMSクラウドセキュリティ）
- ④ISO20000（ITサービスマネジメント）
- ⑤J-LIS（地方公共団体情報システム機構）LGWAN-ASPサービス登録
- ⑥プライバシーマーク

ク 固定資産税業務に精通し豊かな実務経験及び必要な資格を有する以下の技術者を配置できること。

▶主任技術者

- ・地方自治体より発注されたLGWAN-ASP形式の固定資産GIS又は家屋評価システムの構築及び運用保守業務の実績を有する者
- ・測量士の資格を有する者 ※家屋評価システムは除く

▶照査技術者

- ・地方自治体より発注されたLGWAN-ASP形式の固定資産GIS又は家屋評価システムの構築及び運用保守業務の実績を有する者
- ・空間情報総括監理技術者の資格を有する者 ※家屋評価システムは除く

※当該配置者については、参加申込時点で6ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、業務完了までの間、在席が見込まれる者とすること。

※成果品の品質向上と業務の適正な履行を図る為、配置技術者の専任性を十分に確

保すること。

ヶ 応募者（全ての構成員）は日本国内の事業者に限る。

4 公募型プロポーザルの手続等

（1）プロポーザルの日程

ア 事業公募開始	令和8年2月 3日（火）
イ 質疑書提出期限	令和8年2月19日（木）午後1時まで
ウ 質疑回答	令和8年2月25日（水）
エ 参加申請書提出期限	令和8年3月 3日（火）午後1時まで
オ 企画提案書提出期限	令和8年3月17日（火）午後1時まで
カ プレゼンテーション	令和8年3月19日（木）
キ 審査結果通知・公表	令和8年3月27日（金）予定

（2）参加申請書の提出

ア 提出期限	令和8年3月3日（火）午後1時まで（必着）
イ 提出書類	①参加申請書（様式第1号）代表者印を押印したもの1部 ②参加資格要件確認書（様式第2号）構成員毎に1部
ウ 提出方法	持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。
エ 提出先	2（5）に同じ。
オ 参加辞退	参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに辞退届（様式第3号）を持参、電子メール又は郵送により提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

（3）質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第4号）により受け付ける。

ア 提出期限	令和8年2月19日（木）午後1時まで（必着）
イ 提出先	2（5）に同じ。
ウ 提出方法	電子メールにより提出。質疑書を添付し送付すること。なお、質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。また、電子メールの件

名は、次のとおりとすること。

件名：HYOUKA：+送信年月日[yyyyymmdd] + (参加者名称)

【例】株式会社△△△△が令和8年2月18日に質疑書を送付した場合

HYOUKA：20260218 株式会社△△△△

エ 質疑回答 質疑への回答は、市のホームページにて公開する。

ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

オ 質疑回答予定日 令和8年2月25日（水）

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和8年3月17日（火）午後1時まで（必着）

イ 提出書類

①履行実績等（様式第5号）

履行実績等の添付書類については、構成員毎に提出することとし、可能な限りA4サイズとすること。ただし、やむを得ずA3サイズとする場合は、片袖折りをしてA4サイズにあわせること。

②業務実施体制図（様式第6号）

③企画提案書かがみ（様式第7号）代表者印を押印したもの

④提案書（任意様式）

- ・提案書はA4（縦及び横：両面印刷：長編綴じ）とし、各ページ下部にページ番を記載すること。
- ・記載内容は、業務を実施する際の方針を簡潔に記載し、その他仕様書で求めた項目及び「評価基準」にて示す評価の視点に沿い記載すること。
- ・追加提案を行う場合には本業務内の委託料で実施する内容を記載すること。（将来的提案を行う場合は保守費に見積金額を含めること。）

※評価替えに係る土地評価支援業務については令和8年度に別途発注予定であることから、土地評価支援に係る自由提案については審査は行わない。

⑤機能要件等一覧（固定資産税GIS・家屋評価システム）（別紙2，3）

⑥価格提案書（任意様式）代表者印を押印したもの

- ・別紙仕様書の内容を考慮した金額で見積書を作成すること。
- ・消費税及び地方消費税の税率は10%とし、税込で記載すること。

- ウ 提出部数 正本1部 電子媒体（DVD-R又はCD-R）1部
(電子データは押印省略可)
- エ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他到達を確認できる方法に限る。
- オ 提出先 2（5）に同じ。

5 評価方法等

（1）評価基準

別表「評価基準」のとおり

（2）評価方法

- ア 評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点がより高い者を契約候補者として選定する。
- イ 提案評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。
- ウ 能力評価と提案評価の配点を合算した配点の5割を基準点とし、基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。
- エ プrezentationの日程は、令和8年3月17日（火）中に電子メールにより通知する。

（3）提案評価（プレゼンテーション）

- ア 開催日 令和8年3月19日（木）
- イ 開催場所 那須塩原市役所 西那須野庁舎 201会議室
※詳細については（2）エの通知に記載する。
- ウ 時間 提案者毎の時間は、75分（プレゼンテーション45分、質疑応答30分）とする。デモ（実機、動画）を行う場合、デモに要する時間は、プレゼンテーションの時間に含む。
- エ 参加人数 参加人数は、6名以内（グループの場合にはグループごとに3名以内。ただし、合計で6名以内）とする。なお、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。

オ 注意事項

- ①発表の順番等については、提案者と協議することなく、市が決定する。
- ②プレゼンテーションに当たって、市で用意する大型モニター（60インチ程度：HDMI接続）を使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。なお、市でプロジェクタ及びスクリーンの用意を希望する場合にはプレゼンテーションの3日前までに申し出ること。
- ③プレゼンテーションは企画提案書を基に行うこと。
- ④企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。なお、企画提案書を会場で配布する場合は、8部用意すること。

(4) 結果通知

評価結果は、令和8年3月27日（金）までに書面による通知を発送するほか、同日までに電子メール等により別途連絡する。

6 契約の締結

契約候補者の選定後、最終的な契約内容および金額については、契約候補者と本市の間で提案内容等を確認し、実現内容について精査・調整の上、最終的な契約内容・金額を確定する。

協議の結果、契約に至らなかった場合は、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

契約については、固定資産税GIS、家屋評価システムそれぞれ個別での契約を想定しているが、最終的な契約形態は契約候補者との協議により決定する。

7 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が3（2）に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。

- (3) 企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。
- (4) 企画提案に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (5) 提出された資料はいかなる理由があっても返却しない。
- (6) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。
- (7) 本件は、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。